

尖閣諸島をアホウドリのサンクチュアリーに

海洋鳥類学者 長谷川 博



写真1 南小島頂上部に営巣するアホウドリの成鳥と若鳥 (2001年3月6日)

して、“尖閣諸島をアホウドリのサンクチュアリー”にすることを提案したい。突き詰めれば、「尖閣諸島はもともとそこに住んでいた野生生物のものであり、人間は島の利用を永久に放棄するべきだ」という思想である。

悲劇の鳥、アホウドリ

かつて、大型で美しい海鳥であるアホウドリは、本州の南の太平洋上にある伊豆諸島鳥島や小笠原諸島聳島列島、東シナ海にある尖閣諸島や台湾周辺の島嶼などで、大集団をなして繁殖していた。しかし、羽毛を採るために人間によって大量に捕獲され、個体数が急速に減少し、それらの島々からつぎつぎに姿を消していった(台湾周辺島嶼 1900年代後半、尖閣諸島 1910年頃、聳島列島 1930年代後半、鳥島 1949年)。

さいわい、この鳥は長生きで、大海原で生活して難を逃れて生き残った個体が、かつての繁殖地の島に戻って繁殖を再開した(鳥島 1951年、おそらく尖閣諸島 1960年代)。そして、現在、この鳥は伊豆諸島鳥島と尖閣諸島の2カ所で繁殖している。その主な繁殖地である鳥島では、1980年代から実施された積極的保全策が奏功し、いまでは609組のつがい産卵し、この集団の総個体数は約3,500羽に回復した。今後も順調に個体数が増加すれば(年率7.6%)、2018年頃

に5,000羽に達すると予測される。

尖閣諸島では、かつて久場島(黄尾嶼)や魚釣島で繁殖していたが、1897年から羽毛採取のために乱獲され、10年余りで約100万羽が犠牲になった。その後、およそ60年間、この鳥の姿は確認されず、尖閣諸島から絶滅したと考えられた。しかし、1971年4月1日に、琉球大学の学術探検隊によって南小島で12羽、北小島で2羽の若い個体(後年、当時撮影された写真から判明)の生存が観察され、再発見された。

尖閣諸島集団の成長

再発見された1971年に、3~4歳だと推測される若い個体がいながら(写真による)、おそらく1960年代から少数が繁殖していたにちがいない。しかし、1970年代には観察される個体数が増え、その中には若い鳥が含まれていたにもかかわらず、なぜかひなの姿は観察されなかった。その原因は、アホウドリが恐ろしい人間を避けて、人をまったく寄せ付けない断崖絶壁(高さ140m)の中段にある狭い岩棚の上で営巣していたことによる。そこには岩が堆積し、数本のガジュマルが生えていて、地上からは観察しにくかった。

ようやく1988年に、飛行機から少なくとも7羽のひなが確認された。それ以来1990年代初期には南小島の岩棚で10羽ほどのひなが観察され、2000年代初期になると、岩棚だけでなく頂上部のなだらかな斜面へも営巣分布域が広が

10年前の2004年に、中国人活動家7人が魚釣島に上陸し、全員が強制送還されて以来、尖閣諸島は急に日本が抱える領土問題の表舞台に登場した。その後、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件や(2010年9月)、東京都知事による尖閣諸島購入計画の発表(2012年4月)、それに対応した日本国政府による国有化の決定(2012年9月)などによって、日本と中国、台湾との間の関係は急激に悪化した。中国では激しい反日デモが大規模に起こり、場合によっては軍事的紛争になりそうなるほど両国間の緊張が高まり、今でもその状態が続いている。

考えたくはないが、もし不幸な事態が起こってしまえば、いったん崩れた人々の信頼関係を回復するまでに数十年から一世紀を要するにちががなく、破壊された自然環境を再生するにはさらに長い年月が必要であろう。また、紛争が原因で尖閣諸島固有の生物種が絶滅したら、取り返しがつかない。ぼくは、人間にとってだけでなく、野生生物にとってもよい解決策と

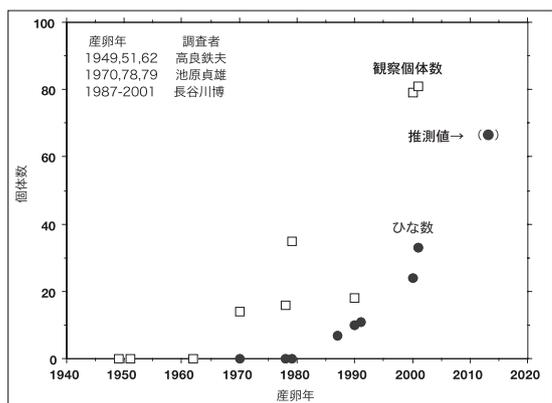


図1 尖閣諸島におけるアホウドリの再発見とその後
の個体数の増加 (まとめ:長谷川博)

り、ひなの数は合わせて30羽前後になった(図1)。また、2002年2月には南小島の隣にある北小島でも1羽のひなが観察された。

観察された個体数は、1980年に35羽(うち若鳥は20%)、2002年には81羽(うち若鳥40%)で、個体数が順調に増加し(図1)、しかも若齢個体の割合が多くなった。これは、繁殖に成功する割合が高くなり、たくさんのひなが巣立つようになったことを示している。

1970年代の初めまで、台湾から来た漁民が頻繁に尖閣諸島に上陸し、大集団で繁殖していたカツオドリ類やアジサシ類などの海鳥の新鮮な卵を採集して持ち帰り、食用にしていた。実際、ぼくが南小島に上陸したとき、以前に人間が歩いたと思われる道の痕跡が斜面に残っていた。しかし、1972年に沖縄が日本に返還されて以降、海上保安庁の巡視船が周辺海域を警備するようになり、人間が上陸できなくなった。その結果、人間の姿が消えて安全になった島のなだらかな斜面に、個体数の増えたアホウドリは営巣区域を拡大したのだろう。

推測されるアホウドリ個体群の 現状

ぼくが最後に上陸したのは、2002年2月下旬と5月上旬で、

この時、アホウドリの個体数の増加と南小島から北小島への営巣分布域の拡大を確認した。その後、島の所有者と日本国政府との賃貸借契約にもとづいて、2002年10月に賃貸借権が登記され、尖閣諸島は政府の管理地となり、いっさいの立ち入りが禁止された。それ以来、上陸調査が不可能になった。

その結果、人間によるいっさいの影響が排除されたので、尖閣諸島は海鳥の楽園になった(魚釣島では持ちこまれたヤギが増殖し、生態系を攪乱した)。したがって、アホウドリは自分自身の力を最大限に発揮して繁殖しているはずである。もし、そうであるならば、尖閣諸島の集団は現在、どれくらいに成長しているであろうか。

ひなの数は、1991年に10羽、1992年に11羽、それから10年後の2001年に24羽、2002年に33羽だったから、平均すれば10年間で2.7倍に増えたことになる。そうであれば、年率10.5%で増加したことになる。しかし、それほど急速な成長は考えにくいので、鳥島集団と同じくらいだとすると、2014年の巣立ちひな数は60~70羽と推測される。それから逆算すれば、繁殖つがい数はおよそ100組で、総個体数は500~600羽と推測される。



写真2 北小島でおよそ100年ぶりに観察されたアホウドリのひな(2002年2月26日)

尖閣諸島を野生生物の サンクチュアリーに

人間による迫害を乗り越えて、ようやく数百羽に回復した尖閣諸島のアホウドリを再び絶滅の淵に追いやってはならない。そのため人間ができることは、尖閣諸島からいっさい手を退くことである。

ぼくは、東アジアの国々の友好関係と自然環境保全の取り組みの象徴として、尖閣諸島を「国際生物圏保護区」にし、国際機関に島の管理を委ねることを提案したい。たとえば、利害関係のない民間の国際組織“アルバトロス・トラスト”(アルバトロスはアホウドリの英名)を設立し、尖閣諸島とその周辺海域を自然保護区とし、アホウドリやその他の海鳥類だけでなく、センカクモグラやセンカクオトギリなどの固有な生物種を含む生物相全体を保全するにすればよいと思う。

陸地とその周辺海域は厳正に保全するが、それら以外の海域での漁業資源や海底資源の開発については関係国間で協定を結んで、ルールに従って資源を利用すればよいだろう。実際、尖閣諸島周辺での漁業協定は2013年に日本と台湾の間で結ばれ、実施されている。そうした協定を拡張すればよい。

アホウドリと呼んで百万羽も虐殺した日本人は、今こそ、その鳥の保全と再生のために最大限の努力をしなければならない。アホウドリは生態系の中で他の生物とさまざまな関係を結んで生きている。したがって、この鳥を守ることは尖閣諸島の生物相を保全することであり、アホウドリは「尖閣諸島国際生物圏保護区」、つまり「尖閣諸島サンクチュアリー」の象徴である。多くの人の智慧を集めて、そうなる日が一年でも早くなるように、ぼくは切に祈っている。

講演「これからのわが国の調査捕鯨について—ICJ判決を踏まえ」

水産庁国際課漁業交渉官 諸貫秀樹氏



判決の概略

昨年6月から約1年にわたり、訴訟団に加わり国際司法裁判所(ICJ)にかかわってきたが、3月31日には非常に悔しい思いをした。判決の概略1点目は、ICJは豪州による請求訴状を扱う管轄権を有する、とある。豪州は南極に領土権を主張しており、自国領土あるいは領海に隣接する海域における資源の開発については、ICJの判決を受け入れないと留保している。そのため今回の訴訟はICJが取り扱う権利はないのではないかということが一つの論点になっていた。これに対し、ICJ側は管轄権を有するという判決を下した。

次に、JARPA II(南極海第2期鯨類捕獲調査)については、国際捕鯨取締条約(ICRW)第8条1の規定の範囲外であり、特別許可に基づく調査に該当しないという判決があった。この判断に基づき、JARPA IIは商業捕鯨モラトリアム違反、母船式捕鯨の停止違反、南大洋サンクチュアリ違反ということが芋づる的に認定された。ただし、IWCの附表30に定める調査計画の事前回章義務については遵守していると裁判所は認めた。

総合的な判決として、JARPA IIに関する現存の許可を撤回し、今後は許可を発給してはならない、という判決であった。

判決に至った審査基準

ICJがJARPA IIをICRW第8条1の規定の範囲外と結論付けた審査基準や経緯の説明が判決文の中で示されている。1点目は非致死的手法に関する指摘で、日本はバイオプシーサンプル採取を行っているが、総体的に非致死の調査の非効率性や実施可能性の低さを主張していたが、非致死の調査の実施可能性に関する検証が不十分という判定であった。

次に、ミンククジラの目標サンプル数の設定に関する検討が不透明・不明確で不合理であること、また、調査計画に終期がないため科学目的と特徴づけられるかどうか疑問があると判定された。さらに、科学的成果が不十分、すなわち、著名な科学雑誌などにJARPA IIの成果が論文として発表されたものが少ないということ、また、他の機関との連携が不十分という指摘もされた。これら5つの審査基準により総合的にJARPA IIは広く科学調査と性格付けられるが、計画及び目的を達成するために合理的でなく、ICRW第8条1項が掲げる「科学的研究のため」の活動ではないと判断され、同条約の違反と判決されてしまった。

ただ、これらの5つの点については、私からみればかなり言いがかり的に思われ、わが国が詳細に説明したにも関わらず、それを一切、裁判所側が採用していない項目も少なくなく、非常に不満の残る判定だったと、個人的には考えている。

条約の目的に関する見解

こういった非常に厳しい判定が成されてしまった一方で、この判決文をじっくり読むと、ICJによりオー

ソライズされた有意義な見解がいくつも含まれており、この中には調査捕鯨を評価する内容や、これから調査捕鯨はどうあるべきかという示唆も含まれている、非常に有益なものであったと考えることも出来る。

附表修正もIWC決議も条約が定める目的のいずれかを強調することはできても、目的そのものを変更することは不可能であると判決ははっきり示した。すなわち、ICRWがその前文で規定する鯨類資源の保存管理と鯨類産業の秩序の発展という目的は一切変更できないということが明示された。さらに、第8条に基づく調査捕鯨は、商業捕鯨モラトリアム、南氷洋サンクチュアリ、母船式捕鯨の停止に従う必要はないと明示された。加えて、第8条の制限的又は拡張的解釈は正当化されず、調査捕鯨は科学的知見を促進すべきものであって、場合によっては鯨類の保存又は持続的利用以外の目的にも追及可能であるということが明示された。さらに、調査資金を賄うための鯨肉の販売及び取得金の使用は可能であるとし、また、RMPが管理方式として適用可能であるという見解も明示した。そして、致死のサンプリングを含むJARPA IIの活動は概ね「科学調査」と特徴づけることができるという評価も得た。

さらに、幾つかのデータに関しては、非致死的手法では入手が不可能であり、致死的手法の使用は合理的であることも明示され、反捕鯨NGO等が、日本の捕鯨調査で得られる情報は全て非致死的手法で入手可能であるというまやかしを言っているが、これは正しくないということをICJは示した。

今後の調査実施に関する示唆

今後の調査捕鯨の実施のありかたについても、いくつかの示唆があった。調査捕鯨の許可を発給する際は、この判決に含まれる理由づけや結論をしっかりと考慮しなければならないと示された。逆の見方をすれば、ICJの判示を考慮すれば調査捕鯨の許可発給は問題ないと考えられる。今後、調査捕鯨の新たな計画を作成する際に非致命的調査の利用可能性に関する分析をきちんと行い、調査目的や目標サンプル数の算出に関して透明性のあるプロセスや明確な根拠を提示すべきことが示唆された。これらは、いずれも我々が今後の調査捕鯨を考えるうえで、非常に有益である。

林農林水産大臣は4月18日の談話の中で「国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源の管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を継続的に実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持する」という日本政府の方針を発表している。わが国は南極海において新たな調査計画を作り、来年度から新たな調査計画のもとで調査捕鯨を実施する。それから北西太平洋でも、今回のICJの判示を踏まえて計画を微調整し、現在、調査を継続している。

いずれにせよ、今回の判決は残念な結果ではあったが、わが国の調査捕鯨のあり方について有益なアドバイスをいただいたということで、これらをきちんと踏まえて、2度とICJで負けることのないような、しっかりとした調査計画を立案し、商業捕鯨の再開を目指すために、科学的な情報の収集を行っていきたくて考えている。

代表団の対応は不十分だったか？

この判決が出た後、果たして日本代表団の対応は十分だったのか？きちんとした対応が出来てい

なかったのではないかと指摘をいくつかいただいた。

日本と豪州は、RMPは保守的かつ予防的な管理ツールであり、管理方式として適用可能であると合意していたにも関わらず、日本がその合意にうまく乗るようなことをしなかったというような指摘があったが、これは、背景にRMPを巡る両国の主張には根本的な違いがあるということである。豪州がRMPでは生物学的特性値、すなわち、調査捕鯨によるデータ収集は必要ないという主張を行っているのに対し、日本はRMPをきちんと機能させるためには、系群構造等に関する膨大な科学データが必要である、すなわち、調査捕鯨によるデータが不可欠であると主張を行ってきた。こういった哲学的な考え方の違いがあって、RMPに関して両国は合意できなかった。この背景が判決には全く記述されてなく、あたかも日本が中途半端な対応をしたという記述になっていた。

商業捕鯨と調査捕鯨の相違点について十分な説明がなされていない、日本側はもっとやるべきことがあったのではないかと指摘も

あった。これについては、裁判所が日本側の主張を全く採用せず、判決文にも記述を盛り込まなかったというか、無視したということである。そのいずれかはさておいても、日本側は、答弁書のなかでもきちんと説明したうえで、口頭弁論においても同様に図表を例示しながら、丁寧に説明をしている。

ICJがJARPA IIを第8条1項の範疇外と判定した基準のひとつに目標サンプル数の設定が不透明で不合理であるという指摘をしているが、これについても同様である。日本はサンプル数算出のための基本原則をきちんと説明するとともに、調査項目ごとに必要とされるサンプル数を計算し、それらが概ねカバーしうるレベルで、最終的なサンプル数を決定したプロセスについて答弁書にしっかりと記述するとともに、口頭弁論で統計学的な観点も含め、図表を用いて詳細に説明してきた。残念ながら、判決文は豪州側の「推測」をもらえば採用し、日本側の説明については一顧だにしなかったところが非常に残念である。(平成25年6月19日GGT定時総会での講演より)

第2回GGT定時総会、開催される

6月19日に、一般社団法人自然資源保全協会第2回定時総会が開催されました。議長は石川代表理事が務め、議事が進行しました。

冒頭の挨拶で、石川代表理事は「一般社団法人として一年目の事業を実施してきた。3月に国際司法裁判所で南極海鯨類調査についての判決があったが、新たな調査計画を策定し一刻も早く鯨類調査が再開できるようにお願いしたい。」と述べました。続いて、来賓を代表して江口静也水産庁生態系保全室長は「ニホンウナギがIUCNのレッドリストに掲載され、大きな関心事項になっている。ニホンウ

ナギ、クロマグロ、宝石サンゴ、ナマコなどの種が次回のCITES (CoP17) で取り上げられる可能性もあり、GGTの協力をぜひ願いたい。」と挨拶がありました。この後、議事事項の議案について審議に入りました。

第1号議案 平成25年事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書承認の件（監事監査報告を含む）、第2号議案 平成26年度年会費の額並びにその納入方法の件、第3号議案 平成26年度役員報酬の件、全議案は満場一致で承認され、定時総会は終了しました。